

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)
--------	--

②事務の概要

- 高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。)
奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。
申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。
具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。
- ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回)
 - ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等)も可。以下同様)の写しの提出
 - ③保護者等の個人番号のデータ化
 - ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会
 - ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定
 - ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受取り、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。
- 高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)
高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。
申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び直し支援金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。
- ①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請
 - ②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等)も可。以下同様)の写しの提出
 - ③保護者等の個人番号のデータ化
 - ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会
 - ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定
 - ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知
 - ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き学び直し支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施
 - ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施
- 高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。)
高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。
申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会及び保護者から提出された生活保護情報を基に支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。
具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。
- ①奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、申請(年1回)
 - ②奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等)も可。以下同様)の写しの提出
 - ③保護者等の個人番号のデータ化
 - ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会
 - ⑤上記④で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定
 - ⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。
- 高等学校等専攻科修学支援金(以下「修学支援金」という。)
奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒の経済的負担軽減を図る事業である。
申請をする生徒が修学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格を認定する。
具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。
- ①修学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定申請
 - ②修学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等)も可。以下同様)の写しの提出
 - ③保護者等の個人番号のデータ化
 - ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会
 - ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定
 - ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知
 - ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き修学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施
 - ⑧受給資格認定申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たす

③システムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)及びデータベースソフトウェア(アクセス)	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 奨学給付金ファイル、4. 修学支援金ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の7の項、8の項、9の項、11の項 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項、別表第2の1の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項 	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151、168、169、170、172の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項、別表第2の1の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課	
②所属長の役職名	教育振興課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	奈良県総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 私学係(私立学校・公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報の提供を受け、その上で記載された特定個人情報の真正性確認を行っている。また、特定個人情報の登録の際は、必ず複数人での確認を行い、紐付けの記録を残している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から個人番号の提出を受け、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止しており、目的外の入手が行われることはない。以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) ①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ○小学校・中学校等就学支援事業補助金(以下、「就学支援事業補助金」という。) ②就学支援事業補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) ①学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請 ②学び直し支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ○小学校・中学校等就学支援事業補助金(以下、「就学支援事業補助金」という。) ②就学支援事業補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。) 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報及び生活保護情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ②就学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ⑤生活保護受給者については、奈良県地域福祉課又は各市福祉事務所への保護者等の生活保護情報の照会 ⑥上記④又は⑤で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	○高校生等奨学給付金(以下、「奨学給付金」という。) 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 申請者が奨学給付金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報及び生活保護情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、支給の判定を行う。また、世帯の扶養状況に応じ支給額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ②奨学給付金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ⑤上記④で取得した保護者等の税額及び生活保護情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、奨学給付金申請書等を受け取り、審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	事後	事務の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	教育振興課長 川上 孝範	教育振興課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	奈良県総務部法務文書課県政情報係	事後	組織編成による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年11月29日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和1年11月29日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査	[]自己点検 [○]内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金及び高校生等奨学給付金に関する事務(私立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内及び奈良県外(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県)の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル、5. 修学支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の1の項から4の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第7号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項 ・同条例第4条 別表第一の五 ※令和3年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項 ・同施行規則第2条第5項 ※令和3年4月1日より施行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の113項 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県地域振興部教育振興課	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	奈良県地域振興部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 番号法第9条第1項 別表第一の91項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 番号法第19条第7号 別表第二の113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項 同条例第4条 別表第一の五 ※令和3年4月1日より施行 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項 同施行規則第2条第5項 ※令和3年4月1日より施行 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 番号法第9条第1項 別表第一の91項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 ※令和4年4月1日より施行 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] 番号法第19条第7号 別表第二の113項 番号法第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条の第一項イ 	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] 番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 ※令和4年4月1日より施行 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	評価書名	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校) 基礎項目評価書	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	【3行目】(私立学校)	【3行目】(私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受領し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受領し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347(私学係)、0742-27-8145(県立大学係) FAX:0742-22-7215	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条 ※令和4年4月1日より施行	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 ※令和4年4月1日より施行	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	評価書名	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校) 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	奈良県は、高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、小学校・中学校等就学支援事業補助金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務(私立学校及び公立大学法人立学校)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び	○高等学校等授業料軽減補助金(以下「授業料軽減補助金」という。) 奈良県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、又は奈良県内の専修学校の高等課程に在学する生徒の学費負担者の経済的負担軽減を図る事業である。 申請者が補助を受けるためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、補助額を決定する。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの申請(年1回) ②授業料軽減補助金の支給を希望する保護者等からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カード等も可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、支給及び支給額の判定 ⑥県は、学校設置者がとりまとめた交付申請書等を受理し、審査の結果適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し高等学校等へ通知する。 ○高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の私立高等学校等で学び直す者に対し学び直し支援金を支給する事業である。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が学び	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 就学支援事業補助金ファイル、4. 奨学給付金ファイル、5. 修学支援金ファイル	1. 授業料軽減補助金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 奨学給付金ファイル、4. 修学支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条	・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4項、第3条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付 けられないため事後に報告
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の一の項から四の項、別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の7の項、8の項、9の項、11の項 ・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項から4の項、別表第2の1の項から3の項及び第5条 別表第3の1の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4 	事後	独自利用事務から準法定事務へ移行
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の一の項から三の項及び第5条 別表第三の一の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151、168、169、170、172の項 ・番号法第19条第9号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第2の1の項から3の項及び第5条 別表第3の1の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年2月28日	IV 8人手を介在させる作業	—	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年2月28日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課	奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課	事後	組織再編による修正
令和7年2月28日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課 私学係(私立学校)、県立大学係(公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347(私学係)、0742-27-8145(県立大学係) FAX:0742-22-7215	奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 私学係(私立学校・公立大学法人立学校) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8347 FAX:0742-22-7215	事後	組織再編による修正
令和7年2月28日	9 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	事務の見直しによる修正
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の7の項、8の項、9の項、11の項 番号法第9条第2項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項から4の項、別表第2の1の項から3の項及び第5条 別表第3の1の項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項から第4 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表の7の項、8の項、9の項、11の項 番号法第9条第2項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項、別表第2の1の項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項 	事後	一部の事務において独自利用事務から準法定事務へ移行及び番号条例の改正に伴う項ずれ
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] 番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第二の1の項から三の項及び第5条 別表第三の1の項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第3条 	<ul style="list-style-type: none"> [照会側] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151、168、169、170、172の項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第1の1の項、別表第2の1の項 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第1項 	事後	同上
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日	令和8年2月1日	事後	時点修正
令和8年3月30日	VI リスク対策 9. 監査実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	事務の見直しによる修正